

春日部市路上喫煙の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務の明示その他の必要な事項を定めることにより、喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図るとともに、路上喫煙による身体及び財産への被害を防止し、もって安全で清潔かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上等 道路、公園その他の公共の場所（室内及びこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。
- (2) 路上喫煙 路上等においてたばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つこと（自転車等に乗車中を含む。）をいう。
- (3) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行うすべてのものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、路上喫煙の防止に関し、必要な施策を実施するものとする。

2 市は、市民等及び事業者に対し、路上喫煙の防止について意識の啓発を図るよう努めるものとする。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する路上喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。

(路上喫煙の防止)

第5条 何人も、市内において路上喫煙をしないよう努めなければならない。ただし、路上等の管理者が指定した場所にあつては、この限りでない。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第6条 市長は、第1条の目的を達成するため、特に必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 前項の規定は、禁止区域の変更及び指定の解除について準用する。

(禁止区域内における路上喫煙の禁止)

第7条 何人も、禁止区域内においては、路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が指定した喫煙場所にあつては、この限りでない。

(指導)

第8条 市長は、前条本文の規定に違反して禁止区域内において路上喫煙をした者に対し、路上喫煙をしないよう指導することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 第7条本文の規定に違反して禁止区域内において路上喫煙をした者で第8条の規定による指導に従わなかったものは、1万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 禁止区域の指定に係る準備行為は、施行日前においても行うことができる。